

〔平成30年度〕振興公社決算報告

6月の定例議会において、(株)相生振興公社と(株)津別町振興公社の平成30年度決算が報告されました。これらの公社は、町が出資しているもので、地方自治法の規定によって事業報告と決算書の提出が義務付けられています。今回、両公社から報告があった概要をお知らせします。

相生振興公社

〈事業報告〉

主要事業である「相生物産館」の営業を中心に18年目を迎えました。平成29年度に過去最高となった売上が、平成30年度もさらに上回る結果となり、3年連続で過去最高となりました。

この要因としては、クマヤキが平成28年にテレビ等に取り上げられて以降、今もSNS等で広く拡散され、知名度、人気が益々高まってきていることにあり、相生物産館に来館されるお客様の数も、

職員配置については、地域おこし協力隊は退任し、正規職員及びパート職員の総数15名体制で業務を行いました。



相生振興公社損益計算書 単位：千円
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

収入の部	
店舗販売事業収入	122,424
公共施設管理事業収入	4,237
事業外収入	1,233
収入合計	127,894
支出の部	
店舗販売事業原価	97,993
公共施設管理事業原価	4,506
一般管理費	21,869
雑損失	0
支出合計	124,368
税引前当期利益	3,526
法人税等充当額	939
当期利益	2,587

津別町振興公社

〈事業報告〉

受託事業については、日常清掃業務7

施設、特別清掃業務11施設、施設管理業務10施設、公園管理業務6施設、公衆浴場管理業務1施設は、当初の計画通り事業を実施しました。また、当初計画にない事業として、スポーツ合宿に伴う附帯事業を受託しました。また、平成30年度は降雪量が少なく出勤回数は減少しましたが、新規除雪箇所増により、当初計画より収入は増となりました。

指定管理業務については、グレステンスキー場については、例年通り5月〜10月までの土・日・祝祭日及び夏休み中の営業となりましたが、9月に発生した胆振東部地震の影響により、団体の合宿がキャンセルになるなどして、営業日数78日(前年86日)、1024人(前年1347人)と前年度を下回る実績となりました。津別21世紀の森キャンプ場は、5月〜10月まで毎日営業し、日帰り利用486人(前年488人)、宿泊利用1637人(前年1851人)と、前年度を下回る実績となりました。

経営状況については、前年度に引き続き、次期繰越金を剰余金として計上しました。また、平成30年度に定年退職による退職金の支出もありましたが、退職給与引当金を取り崩さず対応ができたことなど、安定した経営状況となりました。



津別町振興公社損益計算書 単位：千円
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

収入の部	
清掃管理事業収入	145,718
グレステンスキー事業収入	1,694
事業外収入	146
特別利益	0
収入合計	147,558
支出の部	
清掃管理事業原価	121,506
グレステンスキー事業原価	1,612
一般管理費	22,819
特別損失	0
支出合計	145,937
税引前当期利益	1,621
法人税充当額	613
当期利益	1,008

国民健康保険・後期高齢者医療の保険証は7月下旬に郵送します

現在お持ちの保険証は7月31日までご使用できます

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療の新しい保険証は「特定記録郵便」にてお送りしますのでお知らせいたします。

なお、特定記録郵便は普通郵便と異なり、郵便受箱投函までの記録が残る配達方法で、受取印が不要のため配達時不在でも受け取ることができます。

期限の切れた古い保険証につきましては、ご自身で細かく裁断のうえ破棄してください。

住民票の住所以外の送付先を希望される場合や、簡易書留郵便など他の受取方法を希望される場合は、お手数ですが役場までご連絡をお願いします。

7月に更新となる国保・後期高齢者医療関係の証書一覧

お持ちの証書の種類に合わせて、更新方法のご確認をお願いします。

■国民健康保険(国保)の方

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	7月下旬に郵送します。
限度額適用認定証	8月以降も必要な方	8月以降も引き続き必要な場合は、窓口にて再度申請が必要です。7月29日より受付します(持ち物:保険証、印鑑、マイナンバー)。
特定疾病療養受療証	透析治療中の方など	7月下旬に郵送します。
学生用の保険証	現在お持ちの方	現在お持ちの保険証は、令和2年3月31日までお使いいただけますので送付いたしません。更新は来年3月に役場窓口にてお願いします。

■後期高齢者医療の方

(現在75歳以上の方、または一定以上の障がいのある65歳以上の方)

種類	対象者	更新方法
被保険者証	全員	7月下旬に郵送します。
限度額適用認定証	現在お持ちの方	
特定疾病療養受療証	透析治療中の方など	

問い合わせ先
保健福祉課 国保係 (1階◎番窓口)
☎76-2151 (内線 国保担当228・229/後期担当237)